

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑葉会の役員報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員報酬の定義)

第2条 削除

(役員報酬額の決定)

第3条 理事及び監事には、報酬は支給しない。ただし、職員を兼務する役員は、職員給与規程に基づき職員給与を支給する。

(出張旅費)

第4条 出張旅費は、職員旅費規程第11条によるものとする。

(支給日、支払方法)

第5条 職員を兼務する役員の支給日及び支払方法は職員の給与規程に準ずる。

2 管理者（施設長）を兼務する役員の給与は、所属するサービス区分から支出する。

3 第2項を除く職員を兼務する役員の給与は、サービス区分にて案分計上して支出する。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正については理事会の議決を要する。

附則

この規程は、平成28年8月20日から施行する。

この規程は、平成29年6月5日から施行する。